平成２１年１０月１５日

於　教育委員会室

平成２１年１０月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成２１年１０月大和市教育委員会定例会

○平成２１年１０月１５日（木曜日）
○出席委員（５名）

１番	委員長職務代理者	青　蔭　文　雄
２番	委　　　　　員	山　田　己智恵
３番	教　　育　　長	滝　澤　　　正
４番	委　　　　　員	森　山　　　寛
５番	委　　員　　長	田　村　　　繁

○事務局出席者

教育部長	井上純一	こども部長	吉間一治
文化スポーツ部長	酒井克彦	教育総務課長	堀内一雄
学校教育課長	大澤一郎	保健給食課長	浜田和博
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	篠原正敏
青少年相談室長	松岡路秀	こども・青少年課長	阿部通雄
文化振興課長	北島滋穂	生涯学習センター館長	石田咲江
図書館長	伊東美紀子	スポーツ課長	林　武人

○書　　記

教育総務課政策調整担当係長	大下享子	教育総務課政策調整担当主任	坂本勝敏

○日　　程
　１　開　　　会
　２　会議時間の決定
　３　会議録署名委員の決定
　４　教育長の報告
　５　議　　　事
　　日程第　１（議案第６８号）　大和市文化芸術振興条例の制定にかかわる意見聴取について
　　日程第　２（議案第６９号）　平成２１年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について
　６　その他
　７　閉　　　会

開会　午前１０時００分

○田　村　　ただいまから教育委員会１０月定例会を開会いたします。
委員長　　会議時間は正午までといたします。

今回の署名委員は、２番、山田委員、３番、滝澤委員にお願いをいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

教育長。

○滝　澤　　それでは、お手元の資料に基づき報告いたします。
教育長　　５番の小・中学校の校長会議においては、私の方から４点ほどお話しさせていただきました。

１点目、読書活動の推進に向けての取り組みを各学校で進めて欲しいということ。

２点目、新型インフルエンザについて、引き続き対策強化という視点でお話ししました。

３点目、教職員の不祥事、事故防止について、個人情報の紛失等のないよう、一層各学校で取り組みを強化して欲しいということ。

それから、児童生徒の交通事故防止について、引き続き子どもたちに対して自転車の乗り方等、交通安全教育の徹底をお願いしました。

次に７番、高相津久井管内の教育長会議がございました。その中で、高相教育事務所長から、高相津久井と愛甲の教育事務所、この２事務所が来年度は１つに集約していくということで、仮称ですけれども、県央教育事務所というような名前になるだろうとの話でした。また、来年度に向けて事業のすり合わせ等、具体的な作業が各課、各担当レベルで進んでいるとの報告がありました。

次に８番、地区の体育祭に参加させていただきました。１０月１１日に５地区に参加しました。いずれも子どもたちの参加が大分ありまして、お天気の中、盛況に進めていました。

ただ、ここで注意しなければいけないのは、中止になった地区が３地区ございました。渋谷東地区、桜丘地区、南林間地区、この３地区についてはご承知のように、学級閉鎖等が多くございまして、そういう状況

を加味して中止になったということで、体育振興会の方々には、この辺りの決定に向けて、大分ご苦労があったということを承りました。

今後の予定につきましては、１１月９日、１１日、１２日には学校訪問がございます。これにつきましても、ご出席のほう、よろしくお願いしたいと思います。

以上、報告となります。

○田　村
委員長
教育長の報告が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了します。

◎議　　事

○田　村
委員長
それでは、議事に入ります。日程第１　議案第６８号「大和市文化芸術振興条例の制定にかかわる意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

北島文化振興課長。

○北　島
文化振興
課　長
文化芸術振興条例について、１２月市議会に上程する予定となっておりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、教育委員会の意見をいただきたいというものでございます。

議案書は条文になっておりますので、お手元にお配りした資料により説明をさせていただきます。

これまでの経過としては、教育委員会では、２月に骨子案を説明させていただき、前回９月定例会においても経過報告ということで、最終案に近いものを説明させていただきましたが、改めて今回一通り説明をさせていただきます。

まず、背景について。平成１３年に文化芸術振興基本法が制定されております。制定の趣旨は、日本も経済だけではなく、文化にも力を入れて、国際的にも文化の進んだ国であると認められる必要があるというものです。

この法の中には、地方公共団体の責務という規定があり、国との連携を図りつつ、自主的、主体的に地域の特性に応じた施策を策定、実施す

ると書かれております。地方自治体は必ず条例を定めなければいけないというものではありませんが、この規定が定められたことにより、一部の自治体で文化芸術に関する条例を定めております。

文化庁によると、平成２０年７月現在で６０市町村、２０都道府県が条例を制定しているということです。この８割以上は、平成１３年の法制定以降に制定された条例となっています。

県内では、神奈川県、川崎市、横須賀市で制定しており、さらに逗子市がこの９月議会で条例を議決しました。聞いたところでは、間もなく施行という段取りになっているとの話でした。背景としては、このような状況がございます。

次に、条例制定の意義といたしましては、これは理念が中心になっている条例ですので、大和市が文化芸術の振興に対して、このようにやっていくという意思を明確に示すものです。

続いて、経過と予定については、昨年の７月から１２月にかけて骨子案の検討、これは庁内に検討会議を設置しまして、検討しました。このときに骨子案をつくるに当たっての方針ですけれども、２点あります。１つはシンプルな条例にしようということです。法律などは大変条項も多く、いろいろなものをうたっておりますけれども、なるべくシンプルなものにしようということがありました。

それから、２点目としましては、どうしてもいろいろな自治体が同じような条例になってしまうのですが、その中でも大和らしさというものをちりばめていこうということがありました。この２点を骨子案作成の際の方針といたしました。

その後、ｅモニターアンケートなど市民の方の声を聞いていきまして、骨子案をまとめたというような経過でございます。その後、骨子案を経営会議に諮りまして、その後、パブリックコメントにおいて骨子案についての市民意見を聞きまして、その後、そのパブリックコメントの結果も踏まえながら、６月から９月の間、第三者機関である文化芸術振興条例検討会議において条例案を検討いたしました。この会議は社会教育委員の方が３人、文化芸術団体の方が２人、専門家の方が１人、公募

の市民の方が３人、合計９人で構成された会議です。

今後の予定は、本日、教育委員会のご意見をいただいた後に、もう一度条例案について経営会議に諮りまして、１２月市議会に上程していくという予定でございます。

条例制定後の予定ですが、これはもちろん議会を通った後になりますが、年明けの２月に条例制定の記念講演会予定をしております。また、条例をもとにして、このような施策を展開していくというよう方向を示す文化芸術振興基本計画を来年度策定する予定です。それに併せ、市の付属機関として文化芸術振興審議会の設置を予定しております。

それでは、具体的な条例案の中身についてご説明いたします。

それでは、第１条から、特に骨子案から変更になった点を中心に説明をさせていただきます。

まず、目的については下の２行に「もって心豊かで、潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する」と表現しておりますが、これは法律では目的を「心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現」としておりますので、法の目的に準じて、地方公共団体版に少し加筆訂正をしているという形です。これについては、骨子案と条例案、ほとんど変わりはございません。

次に、基本理念です。これが一番条例の肝となりますが、ここは４つ項目を設けております。骨子案では３項目でしたけれども、第１項の下線部分のところが、新たに加わったものでございます。

まず、「文化芸術の振興に当たっては」とありますが、各項出だしの部分は共通しております。

「文化芸術を創造し、享受することが、人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする」とあります。これは、文化権、または文化芸術創造享受権と言われるもので、いろいろな文化活動、芸術活動をされている方たちにとっては、大変重い意味の持つものだと言われております。

これはどこに帰結するかというと、憲法第１３条に幸福追求権といわ

れる規定がございまして、人々は生まれながらに自分の幸福を追求できる権利を持っているということがあり、文化についても、文化を創造し、享受し、鑑賞し、そのようなことは人々の生まれながらの欲求であり、権利だということがあります。これについては、骨子案の中ではそこまでうたっておりませんでしたが、特に検討会議で、専門家の方からそういう意見が出ました。いろいろな施策を展開する上で、一番もとになるものなので、これをぜひうたって欲しいという意見があり、基本理念の最初にうたうことにしました。

第１項の最後に「すべての市民が文化芸術に親しむことのできる」とありますが、この「親しむ」という表現もその議論の中で出てきたものです。当初は「文化芸術に触れる」や、後で出てきますが、第５条子どもたちの施策の推進のところでは、「文化芸術に対する理解を深める」という表現を使っておりましたが、第５条の議論の中で、子どもたちが文化芸術に親しむためには、大人がそういう土壌を整えなければいけないという意見があり、大人も一緒になって文化芸術に触れるという意味を含めて「親しむ」という表現を使わせていただきました。

第２項につきましては、「市民の自主性、創造性、それから、文化芸術の多様性を尊重する」という、この自主性や創造性については、これも憲法の表現の自由といったところにつながるものです。これについては法の中でもうたっておりますし、他の自治体でも必ずうたっているものです。

第３項「守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする」という、守り継承していくことと、新しいものをつくっていくこと、その両方をバランスよく進めていくということを、この項ではうたっております。「守り育てられてきた」という箇所が、骨子案では「伝統的な文化芸術を継承する」と書いてございましたが、伝統的というと、どうしても古典的な文化芸術だけを想像してしまうということで、もう少し広くいろいろな人が守り育てているような文化芸術を継承するというようなことで、この表現に変えております。

第４項につきましては、「文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力、連携するものとする」とあり、主役は市民になると思いますが、そこには行政のバックアップ、それから行政の支援というものが必要ですので、このような規定を理念の中にうたいました。

次に、第３条市民の役割、第４条市の役割を規定しておりますが、基本理念の中で双方は協力、連携をするということになりましたので、そのために、どのような役割をお互い担っていくのかということを規定をしております。

第３条「市民は、みずからが文化芸術の担い手であることを認識し」、つまり、自分たちが文化芸術の主役であるということを認識していただいて、「文化芸術の継承、創造及び発信に努める」と。これは継承と創造するということに加え、市民の方はなるべく後世に伝える、広めるために発信をしていただくことが役割です、とうたっております。

骨子案のほうでは創造と発信だけでしたが、継承もうたうべきだという検討会議の中の意見で継承を加えています。

それから、第４条、市の役割です。これは大きく３つございます。

「市は、第２条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする」ということで、「総合的」については、文化芸術の施策を進めるけれども、市はその他にやらなければならない施策として、福祉、環境、その他様々なものがある。そういう中で総合的に判断をして文化芸術の施策を進めていくということになります。続いて「計画的」とありますので、行き当たりばったりではなく、計画的に進めるということで、具体的には基本計画を作成して進めていくということになります。

続いて、第２項「市民の方たちが文化芸術に親しむとともに、文化芸術の継承、創造、及び、発信ができるよう環境の整備を図る」ということで、ここでも「親しむ」という表現を使っております。市民の方の役割をもう一度うたうような形ですけれども、市民の方たちがその役割を果たせるように環境の整備をしていくというのがこの規定です。環境の整備というと、大変広くなりますが、主なものとしては、イベントを開

催し、情報提供を行い、市民の方に伝えていくということ、懸案になっておりますが、ホールやギャラリーなど活動の場となる施設を整備していくということ、文化芸術活動をしている方たち、芸術家の方たちなどに対して支援を行うこと、文化財を保存し、伝統文化、無形文化財などですけれども、そういうものをきちんと継承していくと。これ以外にも市の役割等、環境整備の中には多く含まれますけれども、主なものはこういうものを指しているということです。

続いて、第３項「市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、芸術家の方とか、芸術活動の団体の方、それから、企業、国、神奈川県と連携する」ということで、国の法、県の条例の中でも自治体と連携、協力をすると書かれていますので、それを受ける形で規定しています。

企業につきましては、企業は今経済状況が余りよくないですけれども、メセナ活動等、いろいろな活動をしておりますので、そういう企業の協力も得ながら文化芸術の振興を図っていくということを、市の役割の最後に規定をしています。

先ほど骨子案の中で、大和らしさというのをちりばめていこうということを申し上げましたが、それがこの第５条と第６条の規定です。

まず１つは、子どものための施策推進ということです。これは「次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする」とありますが、大和市の第８次総合計画の中でも、子どもを大きな目標の一つとして掲げており、今年から組織としても「こども部」をつくり、子どもに対する施策に対して力を入れていこうとしています。文化芸術に関しても、将来の大和市を、広く言えば日本を担っていく子どもたちに、文化芸術によって感性を養うような施策を市は力を入れてやっていくという意思を示す条文です。

ここでも「文化芸術に対する理解を深める」を「文化芸術に親しむ」というような表現に骨子案から変えています。

次に、第６条多文化共生のための施策推進についての規定です。第５条の子どものための施策推進という規定は、他の自治体でも結構うたっ

ておりますが、この多文化共生というのが、この条例の中では特徴的なものだと考えています。「国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進する」とあります。法や他自治体の条例では、国際国流、文化交流といった内容をうたっておりますが、大和市は歴史的なこともあり、国際化協会、国際・男女共同参画課を中心に進めている施策などがありますが、やはり多文化共生というのは一つのキーワードになっています。

多文化共生とは何かというと、単なる国際交流ということだけではなく、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係で市民としてつき合っていこうというものです。

大和市の歴史としては、厚木基地を抱えているということ、それから、もう一つ大きなものとして、１９８０年代、南林間にインドシナ難民の定住促進センターというのがございました。現在はすでに閉鎖されておりますが、当時、国策として進められた難民の受け入れ施設で、日本で３カ所あったうちの一つでした。今、大和にはインドシナ系の方たちが多いかというと、決してそうではなくて、今はペルーの方が多い状況にありますが、そういった背景もあり、大和の市民の方は割と国際化といいますか、いい意味でも悪い意味でもかも知れませんが、そういった環境を肌で長い間感じてきたというような歴史がございます。

実際の数字として、神奈川県内の外国人の人口割合は、大和は第３位で、それだけ外国人が多い都市です。ちなみに１位は愛川町、２位は綾瀬市です。愛川町は少し抜きん出た数字を示しておりますが、この２つは外国人の方が就業する場所、小さな工場等が多いということで外国人の方が多く住まわれていると考えられますが、都市部としては、大和が一番多いと言えるのかと思っております。こういうこともございまして、この多文化共生を規定しています。

今後は、住民基本台帳法も改正をされ、間もなく外国人の方も同じ市民として住民登録されることになりますが、そういうことも見越して、お互いに文化を認め合って生きていこう、暮らしていこう、というような、大和らしい条文として盛り込みました。

第７条以降は一般的な規定となりますが、文化芸術振興基本計画をつくるとしており、その計画をつくる際は審議会の意見を聞かなければならないと規定しています。その審議会については、いろいろな施策を進めていく都度、この審議会に諮って、第三者の意見、専門家の意見などを聞きながら、文化芸術振興策を進めていくということです。

次に、第９条顕彰について。これは骨子案にはありませんでしたけれども、話し合いを進めていく中で、文化芸術に力を入れていくという以上は、何か顕彰の制度みたいなものも独自に立ち上げていく必要があるだろうと意見が出ました。７月の教育委員会定例会でも少し議論いただきましたが、最終的にはこのような形で規定をし、この規定に基づいて顕彰の制度をつくっていこうと考えています。ここも「文化芸術の継承、創造及び発信に努め」という市民の方の役割に対し、「本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与した者のうち、その功績が特に顕著な者について、顕彰に努めるものとする」とし、市民の役割を果たしていただいて、その功績が認められる方を表彰していこうというものです。

特に検討会議の議論で出たのは、表彰の対象とする人は、できうる限り市内の様々な文化芸術を振興している方を対象にしたらどうか、という意見がありました。例えば、日展などで賞をとられた方も良いですが、そういった方だけではなく、市内で地道に振興、継承するため、尽力されている方にスポットを当てていくということが必要ではないかという議論がございました。

次に、第１０条「条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める」ということで、規則、要綱などにより定めることを規定しています。

それから、附則になりますが、この条例制定に伴い、審議会委員について報酬規定などを変えなければいけませんので、そのようなことを附則で規定をしています。説明は以上です。

○田　村　委員長　　細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

今日配布された資料は事前にもらえばよかったです。これだとよくわ

かるようになりました。

それでは、森山委員。

○森山委員　この条例の中には、第３条に市民の役割が規定されていますが、私は文化芸術の分野について、市民の役割を行政が規定するというのは、なじまないのではないかという感じがします。

文化芸術の継承や創造や発信に市民は努めるものとするとありますが、これは「努めなければならない」をやわらかく表現したもので、市民の役割というよりも、市民の義務のような感じに読み取れます。

文化芸術振興基本法を読んでも、専ら国や地方自治体の責務を述べているのであって、国民の義務とか役割については一切触れていません。何故こういうことになったのでしょうか。

○北島文化振興課長　国の法律は、概ね「国は」という主語となっております。これに対応して「市は」というものもありますが、大和市の考え方として、何か施策を進めるときに、必ず市民の方と一緒にやっていこうという、協力の「協」に働くで「協働」という言葉をよく使いますけれども、そのような形でやっていこうという意味があります。

大和市として、一番おおもとになる自治基本条例という中にも、「市民との協働」ということが規定されており、何か施策を進めていくときには市民の方と一緒にやっていきましょうということがございます。そういう理念をここでも反映をしておりまして、文化芸術振興を進めるためには、庁内の会議でも議論もございましたが、形としては協働という、一緒にやっていくということで、市民の方が主役であって、市はその支援やバックアップする立場をとっていくのが一番いいだろうという話になりました。

ただし、森山委員がおっしゃったように、文化芸術に関しては、行政の不介入というのが原則になっており、いろいろと議論になるところがあったので、市民の責務というような強い書き方とはせず、また、これに対して市の役割を規定し、市民の方と市が一緒にやっていくというところで、市民の方にこういうことだけは少し気持ちの中に置いておいてもらおうというのがこの規定です。

自分たちが主役であること、それから、その発信にぜひ努めていただきたいと、規定をしていくべきだろうという議論があり、このような形で盛り込んでいます。

○森　山
　委　員
この条例の基本は、市民の人たちが文化芸術に親しむこと、あるいは文化芸術のよさを享受すること、を国もしくは地方公共団体がどのように支援なり、バックアップするかという義務を定めるものであって、市民が主役であるということはもちろんですが、「市民が主役であるから、おまえらもやれよ」というようなことを条例で定めるべきとはとても思い難いです。

国も法律では極めて慎重に、国民の義務のようなことには全く触れていないです。

それをあえてこうやって触れるということは、私は少し行政の行き過ぎではないかと考えます。

○田　村
　委員長
私も、この第３条の「努めるもの」という表現が気にかかりました。横須賀市も同様に「努める」と書いてあります。横須賀市、川崎市、神奈川県のそれぞれの条例が全部手元にございますが、私はむしろ川崎市の規定のほうが良いかと。「市民は文化芸術を振興する役割を担う」ということで、こういう表現のほうが望ましいと思います。「努め条例」と私は呼んでおりますが、森山委員がおっしゃったように、私も抵抗がございました。説明を受け、意味はわかりましたが、「努めるものとする」、私は市民として何か引っかかります。

○森　山
　委　員
気持ちはよく分かりますが、法律や条例にするときは、国民の義務や責務というものについては、極めて慎重である必要があると思います。文化芸術に関しては、僕は特にそうだと思います。

文化芸術については、誰しも全く自由なはずなのです。文化芸術というのはそもそも何かという問題もありますけれども、お上の定めた文化芸術の継承、創造、発信に努めなければならないというのは、極めて行き過ぎに感じ、こういうのは私にはなじまないです。

もっと極端なことを言うと、国民一人一人の本来の権利として、いわゆる文化芸術にアンチの立場をとることも自由です。それにもかかわら

ず、努めなければならないということになると、幾らなんでもという感じがします。

○田　村　委員長　ほかの委員はいかがでしょうか。

○青　蔭　委　員　私も同じ意見です。

○田　村　委員長　川崎市の条文を読みますと、「市民は文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通して、文化芸術を振興する」とあります。役割を担うという表現も、まだいかがなものかとも思っておりましたが、努めるという表現は特に気にかかります。少しこの条例に馴染まないような気がいたしました。

それから、発信という言葉は、他の市町村で使っていませんが、「大和独自の発信に努める」、これも気にかかりました。他の団体ではこういう言葉は使っておりませんので、これは特別な大和らしさの中に入るのかと思いつつ聞いておりました。

ほかにございますか。

青蔭委員。

○青　蔭　委　員　第３条市の役割に、「文化芸術活動を行う者」とありますが、これは別に団体がありますので、「個人」と直していただいたほうがいいかと思います。

○北　島　文化振興課　長　条例では「もの」と「者」を使い分けておりまして、「もの」とひらがなで書くと、個人と団体の全てを含み、漢字で書くと個人という意味で使用しています。そのため、ここでは漢字にして、「者」と「団体」と分けて書いています。

○青　蔭　委　員　「者」となると、言葉の字義を見れば、視覚的、聴覚からすると、乱暴にも聞こえますけれども、いかがでしょうか。

「もの」といいますと、字面を見れば、おっしゃるとおりですが、聴覚からすると、どっちの「もの」を書いていいかわからないわけですから、むしろ団体が次に出てきますので、「個人」があったほうがいいかという気がいたしました。

○田　村　委員長　ほかにございますか。

森山委員。

○森　山　委　員　第２条基本理念の初めに「すべての市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする」とあります。確かに理想としてはそのとおりでありますが、ここまで言及するのかという感じがあります。

何故そう申し上げるかといいますと、「すべての市民が文化芸術に親しむことのできる環境」というのは極めて困難、つまり、生きるのにもぎりぎりの方々がいなくなるということです。この表現では、「イベントをやっていますので、大丈夫でしょう」というようなことではなく、スポーツ振興に市が努めているからいいでしょう、というようなことではありません。

つまり、文化芸術に親しむことのできるようなゆとりのある生活を全市民に保障するというような意味が、この中に含まれてしまうようなことになりかねないので、これは言い過ぎなのではないかと思います。「本当にできるんですか、大和市は」という気がします。ここは、文化芸術の専門家の人たちに引っ張られ過ぎたのではないでしょうか。文化芸術至上主義みたいな感じがします。

○田　村　委員長　私も「すべて」という表現が気にかかりました。

自分が市民ですので、すぐに考えてしまいますが、「すべての市民と言われても」という感じがしましたので、これらの意見を生かして、変更できないものか、ご検討いただきたい。

もう一点、先ほど第５条子どものための施策というのは、これは横須賀市にもありましたが、特に第６条は本当に大和らしさかと思います。これも横須賀市にも第８条に、文化の交流、推進と出ており、文言は似ていますが、共生という言葉は使っていないので、これが大和らしさかなと理解しています。

それから、顕彰という項目を設けているのは、神奈川県、川崎市、横須賀市のいずれもありません。大和だけがここにわざわざ顕彰を持ってきたという意味合いも、せっかくこのような条例ができるわけですから、条文にはっきりと位置づけしていきたいという想いは理解しており

ます。

ただし、こういう該当者がいた場合は、今までは大和市表彰条例や教育委員会表彰に基づいて表彰していましたので、以前、７月の定例会の際に説明があった時にも、市の表彰と教育委員会表彰、さらにこの表彰が加わるということですから、棲み分けの問題などいろいろあったと思います。

この顕彰については、決して悪いことではないのですが、他市の条例をみても規定がないものを、あえてここに規定する理由をお聞かせいただきたい。

○北　島　文化振興　課　長　県の条例に限っては第１９条で顕彰を設けており、文面はほぼ同じで「この顕彰に努める」とあります。また、法律でも第３３条に「顕彰に努める」という規定が設けられています。

国、県の条文はさておきまして、新しい顕彰制度をつくろうということで話を進めておりますので、その根拠となるところは条文の中にしっかりとうたっていくべきだろうという考え方です。

顕彰制度として、細かいところについては、これから教育委員会表彰、それから市の条例表彰とも調整を図って制度を詰めていきますけれども、条例の中にきちんと規定となる根拠をうたっていこうと考えております。

○田　村　委員長　ほかに何か質問事項はございましょうか。

森山委員。

○森　山　委　員　今、委員長のおっしゃったのと同じ顕彰について、これは今までの顕彰制度の中では、こういったジャンルはできないということなのでしょうか。このような審議会を設け、顕彰制度を設けて、となると行政の事務がまた１つ増えるわけですが、こういう格好でどんどん行政の役割や仕事を膨らませていくというのは、どうも余りいいことではないように思います。今までの中でやれるものなら、その中にこういう分野を入れるということで十分ではないかという気もいたしますが、できないのでしょうか。

○北　島　冒頭に申し上げましたように、文化芸術振興に力を入れていくという

文化振興課長　意思を示す条例ですので、その中で顕彰をやっていこうと。今まではどちらかというとスポーツ分野は、大会等ピラミッド構造となっていて、わかりやすいのですが、それに対して、文化芸術は大和市２２万５千人いますけれども、中にかなり埋もれていらっしゃる芸術家や、そういった活動をされている方がいらっしゃるという、そういう人に光を当てていくということは、文化芸術を振興していく上で必要なことだろうと考えておりまして、そのためには別個に顕彰の制度をつくってやっていく方が、効果があるかと考えております。ただし、決して今の制度の中でできないものではありません。

○森山委員　そうですね。これは、何か随分頑張ったなという感じがします。

○田村委員長　ほかに質疑はよろしいでしょうか。

それでは、いろいろ意見が出ましたので、原案のとおり同意するというわけにはいきませんので、とりまとめ方法について委員同士で話し合いますので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩　午前　１０時４６分

再開　午前　１１時０３分

○田村委員長　それでは再開いたします。

ここまで、いろいろと意見が出ました。私どもは意見を求められている立場ですので、議論の中で出た意見を、意見書としてまとめ、市長に提出するということで進めていきたいと思っています。

それでは、これで質疑応答を終結して、そのような流れで進めていくということでよろしいでしょうか。

（はいの声）

○田村委員長　意見書の内容として、これまでの議論で、特に第３条市民の役割について、その中で努めるという規定をしたことに対しての反対の意見や、さらにはこの号は要らないのではないかという意見もありました。

次に、第２条にあるすべての市民の「すべて」という表現について、行政として行き過ぎているのではないかという意見がありました。

それから、第９条顕彰について、既存の表彰で補うこともできるので

はないかという意見がありました。

本議案については、これらの意見をまとめて、意見書として市長に提出するということで、よろしいでしょうか。

（はいの声）

○田　村 委員長　それでは、本議案につきましては意見書を作成して提出するということに決しました。意見書の作成につきましては、委員長である私に一任していただいてよろしいでしょうか。

（はいの声）

○田　村 委員長　それでは、意見書を作成して、市長に提出させていただきます。

事務局では、意見書を受けて、ご検討いただければありがたいと思います。

それでは、ここで日程を変更します。

日程第２　議案第６９号「平成２１年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について」を追加して議題といたします。

細部説明を求めます。

堀内教育総務課長。

○堀　内 教育総務 課　長　それでは、追加議案の日程第２　議案第６９号「平成２１年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について」、ご説明いたします。

被表彰候補者につきましては、大和市教育委員会表彰規程、それから、大和市教育委員会表彰規程実施要領に基づき、今回、推薦しておりますので、まず表彰規程と実施要領について、ご説明いたします。

まず、表彰規程でございます。第２条に表彰の対象というのがございます。３号ございますが、第１号として、「学校教育または社会教育の振興、研究もしくは改善に努め、特にその功労が顕著なもの」、第２号として、「教育上、他の模範と認められる行為のあったもの」、第３号として、「その他表彰に値すると教育委員会が認めたもの」と、この３つに該当する者といたしまして、続いて実施要領をご覧ください。

実施要領は大きく分けて、４つの項目がございますが、まず、１番目としまして、規程第２条第１号、これは「学校教育、社会教育の振興、研究もしくは改善に努め、その功労が顕著なもの」ということで、９つ

の項目を定めてございます。

１番目としまして、「本市立学校にあっては、教育水準の向上のために自主的研究または改善の中心的な役割を果たした者」と、以下、９番目の「その他本市の教育文化向上のために寄与した功績が顕著な者」ということで書かれております。それぞれの内容につきましては、推薦理由のところで項目を説明いたしますので、省かせていただきます。

次に、２つ目として、規程第２条第２号、こちらは５つ項目がございますが、これにつきましては、「教育上、他の模範と認められる行為があったもの」ということで、５つ定めております。例えば２番目の人命救助ですとかは、それはこの中に入るということでございます。

次に、３番目として、「その他表彰に値すると委員会が認めたもの」。ここでは「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師で１０年以上在職した者」と定めております。

以上、この３つの表彰対象に基づきまして、今回推薦を挙げておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、被表彰候補者名簿に基づき、ご説明いたします。

まず、最初に集計表があるかと思います。今回の対象、被表彰候補者が、４団体３８名の合計４２件でございます。

内訳としましては、教育委員会委員以下、人名救助までの４２件ということで後ほどご覧いただければと思います。

それでは、個々にご説明させていただきます。

１番の方について、表彰規程第２条第１号、実施要領１の８に規定しております「教育委員会委員として８年以上勤続し、その功績が顕著な者」に該当しております。候補者の氏名、在職期間につきましては記載してあるとおりです。

続きまして、２番目から７番目までについて、表彰規程第２条第３号、実施要領の３、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として１０年以上在職」に該当いたします。候補者の氏名、在職期間については記載のとおりでございます。

続きまして、８番目から１３番目について、表彰規程第２条第２号、

実施要領２の４の「関東大会以上の競技会において入賞した者、または県大会以上の競技会等において、特に著しい記録を上げた者」ということで推薦を挙げさせてさせていただきますが、いずれも児童生徒でございます。候補者の氏名、また、成績につきましては記載されているとおりでございます。

続きまして、１４番について、表彰規程第２条第２号、実施要領２の２、「人命救助その他徳行卓絶し、教育上、他の模範となった者」ということで、団体を推薦しております。

続きまして、１５番について、表彰規程第２条第１号、実施要領１の５、「社会教育振興のために１０年以上にわたって尽力し、その功績が顕著な者」ということで、文化祭の審査委員を推薦しております。

続きまして、１６番と１７番について、表彰規程第２条第２号、「教育上、他の模範と認められる行為があった者」ということで、全国大会で優秀な成績をおさめた者を推薦してございます。

続きまして、１８番から２４番について、表彰規程第２条第１号、実施要領１の５ということで、「社会教育振興のために１０年以上にわたって尽力し、その功績が顕著な者」ということで、地区体育振興会の委員、それから、体育指導委員、社会体育振興委員を推薦しています。

続いて、２５番から３４番について、体育協会や剣道連盟、それから、バトミントン協会、柔道協会、陸上競技協会、それから、市の軽スポーツ協会、レクレーション協会の役員といたしまして、多年にわたり貢献された方で、表彰規程第２条第１号、実施要領１の４、「社会教育関係団体の育成発展のために１０年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者」、実施要領１の５、「社会教育振興のために１０年以上にわたって尽力し、その功績が顕著な者」ということで推薦しております。

続いて、３５番から４１番について、表彰規程第２条第２号、実施要領２の４に該当しまして、「関東大会以上の競技会において入賞した者、または県大会以上の競技会において特に著しい成績を上げた者」ということで、先ほどは児童生徒を推薦しましたが、こちらは一般の方でございます。

それから、最後の４２番ですが、表彰規程第２条第１号、実施要領１の４、「社会教育関係団体の育成発展のために１０年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者」ということで推薦してございます。なお、推薦者につきましては、表の最後のところが各課、当方の推薦者でございます。以上です。

○田　村　委員長　細部説明は終わりました。
質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。
全て規定に沿って選ばれた方々ですのが、いかがでしょうか。
山田委員。

○山　田　委　員　選考基準について、お伺いいたしましたので、よくわかりました。
例えば、３１番の方や２９番の方について、３５年、４０年に渡ってご努力いただいた方が、今回の表彰に挙がったということで、これまでずっと漏れていらっしゃったのかと思いましたが、何か理由があって、遅くなられたのでしょうか。

○林　スポーツ課　長　各団体からの勤続年数によっての表彰につきましては、団体の年齢構成等、高齢化しておりまして、年功序列の中で順番に推薦をしているという部分が一つあります。そうした中でやはり、３０年とかの方の推薦というのがあります。
それともう一つ、例えば協会の会長職の方ですと、なかなかご自分を推薦するというのは難しく、副会長などが推薦すれば良いのですが、そういう部分もあり、会長職１０年を務められていると、他の方を推薦するということがありまして、そうした中で、年数がかさんでしまうという状況があります。

○田　村　委員長　４０年も経つと、今頃になってという、年数が経ち過ぎているのではという感じもいたしますが、いろいろと事情があるようですので、漏れなく挙げていただければいいかと考えます。
被表彰者数に、人数の制限はあるのでしょうか。

○堀　内　教育総務課　長　予算上では限りがありますけれども、それにより制限がかかるというものではありません。

○田　村　　例年この程度の人数が挙がっていることのようです。
委員長　　よろしいでしょうか。
山田委員。

○山　田　　もう一点あります。社会教育関係や、大体決まった関東大会以上といった、目につきやすいものがたくさん挙がってきていると思いますが、例えば今、教育の分野として、地域としっかり協働して、教育を向上していこう、学校教育も充実していこう、そういった動きが特に近年あります。長い間に渡って、地域のクラブや小学校、中学校を訪問し、文化の向上とかに努めていらっしゃる、そういう団体もあったりします。そういうところ等も、今後、広く候補者選定の際に当たっていただければいいかと思いました。
委　員

特に今回、先ほど出ました文化芸術振興条例の中でも顕彰していこうということがうたわれていました。私は、この条例自体賛成でありますが、条例に基づき、どういう場面で顕彰していくのか、そういうことに関して、顕彰がたくさん増えることで混乱してしまうことが心配されますので、少しでも多くの方に顕彰していただけますよう、その辺をきちんと整理して、顕彰していただきますよう、お願いしたいと思います。

○田　村　　はい。そういう意見もよろしくお願いしたいと思います。
委員長　　一見、何かスポーツ関係に偏っているという感じもしますが、結果がはっきりしていてそれだけ選びやすいということで、規程第２条１号に規定する１、２あたりがもう少し選出されてもいいかと私はいつも思っておりますが、なかなか出てきません。その辺について、どう間口を広げていくかということも、ご検討いただきたいと思います。

それから、指導室や学校教育課でも、今後考えていっていただければありがたいと思います。

ほかにないでしょうか。ないようでしたら、質疑を集結いたします。

これより議案第６９号について採決いたします。

本件の議案に対して、ご異議ございませんか。

（「異議なしの声あり」）

○田　村　　異議なしということですので、議案第６９号は可決いたしました。

委員長

◎その他

○田　村　　それでは、続いてその他に入ります。

委員長　　最初に「職務遂行に支障のある県費負担教職員への対応について」、大澤学校教育課長。

○大　澤　　「職務遂行に支障のある県費負担教職員への対応について」という言

学校教育　葉自体、平成１８年１０月に文部科学省、また、総務省から各都道府県

課　長　　に通知が出されておりまして、その後、各都道府県にというような大きな流れあるということを、まずご説明しておきます。

それでは、資料の図の部分をご覧ください。まず、職務遂行に支障のある教職員として、この中に示されていますケースなどが挙げられます。職務遂行に支障が生じたままですと、学校における公務の能率が低下し、公務の適正な運営を確保することが難しくなるといったことが考えられます。従いまして、職務遂行に支障のある教職員に対して、何らかの形で指導研修等を行って、勤務状況の改善を図っていくことが重要だということであります。

そこで、今、図の中の左上、「指導が不適切な教諭等」と書かれておりますが、これは児童生徒等への学習面とか生活面の指導が不適切な先生に対しては、教育公務員特例法の改正に伴いまして、平成２０年４月１日より、県の教育公務員特例法に関する規則にのっとって、県教育委員会が指導改善研修を実施し、必要な措置を講じるということになっております。以前は、各市町村で行うということでありましたが、２０年から新たな動きとなっております。

しかしながら、その図の中の右の上、太枠で囲みましたけれども、例えば指導が不適切な養護教諭、事務職員などの他の職種の職員、指導が不適切以外の、学習指導や生活指導以外の場面でのケース等については、県内全ての市町村において、指導研修手続に関する要綱が未整理のままでありました。

なお、県では、県立高等学校職員等に対しては、平成１９年６月１日付で規則を定めておりまして、それで対応をしております。

そこで、今年６月に、県教育委員会から各市町村に対して、平成２１年度中に、県に準拠した「職務遂行に支障のある県費負担教職員に対する指導研修手続き等に関する要綱」を制定するよう要請がありました。

従いまして、このたび指導が不適切な養護教諭や事務職員等、他の職種の方から、指導が不適切以外のケースに対応できるように、「大和市における職務遂行に支障のある県費負担教職員に対する指導研修手続等に関する要綱」を制定し、平成２１年１１月１日からの施行としております。

今後はこの要綱にのっとり、指導改善研修等を行うことによって、教職員の勤務状況の改善を図っていくことになります。どうしても改善がもし見られなかった場合には、市のほうから県に内申をしていくことにはなっております。以上、報告となります。

○田　村
委員長

これに該当する教職員がないことを祈るわけですが、万が一のときは、このような対応に基づき、適切に処理していただきたいと思っております。

続いて、「大和市立小中学校における個人情報の取り扱いに関するハンドブック」について、同じく大澤学校教育課長。

○大　澤
学校教育
課　長

それでは、「大和市立小中学校における個人情報の取り扱いに関するハンドブック」について説明させていただきます。

ここ数年、県内において、教職員がＵＳＢメモリを紛失するなど、児童生徒の個人情報に関する事故が多く発生しております。残念ながら、本市におきましても、昨年度の１２月、帰宅途中の職員が個人情報の入ったバッグを盗難されるという事故が発生しました。また、今年度に入りまして、４月に個人情報の入ったかばんを電車の中で紛失するという事故が発生しております。

こうした状況を踏まえ、このたび児童生徒等の個人情報の取り扱いについて、教職員の共通理解をしっかりと図るために、教職員用のハンドブックを作成いたしました。

なお、個人情報の取り扱いに関するハンドブックにつきましては、以前から教育委員の方からも情報提供をいただいておりましたので、作成に当たりまして、とても参考になりました。

それでは、そのハンドブックの表紙をめくっていただけますでしょうか。ハンドブックの冒頭の趣旨のところでは、市内小・中学校の市費の職員のみならず、県費負教職員も、大和市個人情報保護条例により、個人情報保護に関する義務を負うことを明記しております。

さらに、その下、同条例第２条にある個人情報の定義についても示すとともに、学校が保有している個人情報として、できるだけ多くの具体例を挙げました。

３ページには、今説明しました学校が保有している個人情報として、具体的に本当に先生方にもう一度再確認していただく意味で、具体例を挙げて、しっかりと頭に入れていただくようにいたしました。

９ページ以降には、参考資料として、大和市小・中学校における教育ネットワークシステム利用要領及びセキュリティロックつきＵＳＢメモリの管理運用についてを掲載してあります。これは教育研究所が中心となって定めたものであり、インターネット上のトラブルやＵＳＢメモリに関する事故の防止をこれにより図っております。

今後、教職員一人一人がこのハンドブックを常に身近に置いて、個人情報の取り扱いについて、さらに理解を深めて、事故発生防止につながればと考えております。

なお、今、お手元の資料はＡ４判に拡大しておりますが、実際のハンドブックはＡ５判の大きさであります。

既に１０月１日付で各小・中学校に配布しており、小・中校長会でも、先ほど教育長からありましたが、このハンドブックも紹介をしていただいて、各学校で周知徹底していただくようになっております。

○田　村
　委員長
続いて、「第２３回大和市学校給食展の開催について」。
浜田保健給食課長。

○浜　田
　保健給食
例年の事業でございますが、今年は大和市の市制の５０周年関連事業ということで、大和市の学校給食展を開催するものでございます。

課　長　　サブタイトルといたしまして、「給食だいすき！今も昔もおいしいね」ということで、写真等によりまして、５０年間の給食内容、大和市の学校給食につきましても、昭和３４年の林間小学校からということで、ちょうど市制と同じ５０年を給食は迎えますので、写真やパネル等によって５０年の歩みを紹介します。

日時につきましては、１０月３０日から１１月１日まで、昨年同様、イトーヨーカドーの鶴間駅側の入り口の正面という形で行います。

なお、展示するものにつきましては、小・中学生の絵画や、また、給食風景の写真、また、クイズコーナー等を用意して開催します。お時間が許されれば、お立ち寄りいただきたいと思います。以上です。

○田　村
委員長　　続いて、新型インフルエンザが昨今学校で非常に猛威をふるっております。大和市の現状について、同じく浜田保健給食課長より報告をお願いします。

○浜　田
保健給食
課　長　　新型インフルエンザによる学級閉鎖等の報告書について、これは昨日現在の状況になります。

まず、小学校からはじまっておりますが、網かけをした部分につきましては、既にその閉鎖期間は集結しており、白いところについては１４日現在で閉鎖期間中にあるものになります。

１枚目から。北大和小学校は発生が夏休み中ということで、７月１５日から１件ございました。それ以外は、小中ともに夏休み明けとなっております。マスコミ等でも報道していますように、ほとんど全ての小・中学校が何らかの閉鎖に追い込まれているのが現状でございます。

小学校では、昨日の段階ですが、学級閉鎖中であるのが２４番目の南林間小から２７番目の林間小ということでした。学年閉鎖については、６校で、学校閉鎖については、桜丘小学校でありました。

中学校につきましては、こちらも昨日の段階で、学級閉鎖中が３校、大和中、光丘中、引地台中となっています。学年閉鎖については、５番目の鶴間中の１年生で、１０日から１４日まででございました。

このように、非常に多くの学校で、児童生徒がインフルエンザに罹っているという状況でございます。

なお、今日現在としては、秋休み連休明けということで、予想以上に学級閉鎖が発生しております。まず、林間小学校、大和中学校、つきみ野中学校で学校閉鎖が決まりました。つきみ野中等は今まで学級閉鎖、学年閉鎖ともにありませんでしたが、一気に学校閉鎖という状況です。

今日は給食を食べさせて帰宅させる関係上、期間は明日から２０日火曜まで学校閉鎖をいたします。

学級閉鎖ですが、大野原小学校の２年生、引地台小学校の５年生、上和田中学校の３年生、南林間小学校の３年生が、やはり学級閉鎖ということで、こちらについても明日から２０日までとなります。

学年閉鎖については、鶴間中学校３年生ということで、明日から２０日までという、このような状況が今日現在の状況です。以上です。

○田　村 委員長　総じてやられている感じで、大変な状況のようです。

○森　山 委　員　質問ですが、学校では学年、学級、学校閉鎖するための基準が決められていると思いますが、地区の行事ではそういうものがなく、大変困っています。これについては何か基準やガイドラインのようなものはございますか。

○浜　田 保健給食 課　長　基準ではありませんが、私どもは市のホームページにリアルタイムで、インフルエンザ情報を提供しているので、学級閉鎖の状況等は閲覧できるようになっています。

そのような中で、いろいろな地域の団体などから、学校がこういう状況でどうすれば良いのか、ということを個々に聞いております。例えば、学校を中心に行われるといったときに、その学校が学年閉鎖あるいは学校閉鎖の状況にある場合は、団体側で中止などしていくということで、ただ、それらの団体が、どういう基準により判断するといったことは、私どもでは特にお示ししていませんし、特に聞いてもいません。

○井　上 教　育 部　長　補足いたします。文科省は、インフルエンザ影響により、教育関係の各行事について、イベントを中止させるといったことまではやっておりません。あくまでも主催者がその場の状況、インフルエンザの発生状況などを十分意識をし、自分たちで自助努力ができれば、それは続行して

もよろしいでしょうし、あくまでも自主的に判断してくださいということを文科省は言ってきております。

そのため、全体としては、学校閉鎖や学級閉鎖に遭った地域で行事が中止になっておりますが、基本的には主催者側が最終判断をするという流れで来ております。

○田　村
委員長　　いろいろと影響が出ているようです。

今までの報告の中で、質問等ございませんか。

ほかに事務局からありますか。

特にないようでしたら、１１月の会議の日程をお知らせして、終わりとしたいと思います。

１１月の定例会は、１１月１８日水曜日、今度は曜日が変わっていますのでご注意ください。午前１０時からを予定いたしております。

◎閉　　会

○田　村
委員長　　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて教育委員会１０月定例会を閉会といたします。

閉会　午前１１時３７分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成２１年１０月１５日

署名委員

署名委員

書　　記

書　　記